

議案第72号

南房総市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

南房総市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和7年11月25日提出

南房総市長 石井 裕

南房総市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
南房総市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成18年南房総市条例
第16号）の一部を次のように改正する。

別表南房総市富山岩井コミュニティセンターの項団体室の目を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第72号 南房総市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
第1条～第14条 (略)				第1条～第14条 (略)			
別表 (第5条関係)				別表 (第5条関係)			
名称	単位	金額		名称	単位	金額	
		市内者	市外者			市内者	市外者
南房総市小会議室	1時間につき	110円	220円	南房総市小会議室	1時間につき	110円	220円
富山岩井室				富山岩井室			
コミュニティセンター	調理実習室	1時間につき	220円	コミュニティセンター	調理実習室	1時間につき	450円
					団体室	1時間につき	110円
	A	1時間につき	220円				220円
	B	1時間につき	220円				
	和室A	1時間につき	220円				
	B	1時間につき	220円				
	作法室	1時間につき	220円				
	視聴覚室	1時間につき	450円				
備考 (略)				備考 (略)			

附 則（抄）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。